

平成28年 第19回
教育委員会臨時会会議録

平成28年8月23日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2453号

平成28年第19回臨時会

日 時 平成28年8月23日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子
	教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	益 口 清 美
	庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
	教育政策担当課長	山 田 康 友
	学 務 課 長	新 井 樹 夫
	学校施設担当課長	奥 津 英一郎
	学校整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	横 尾 恵理子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	佐 藤 珠 実

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2441号 第3回定例会(平成28年3月10日開催)

第2442号 第6回臨時会(平成28年3月22日開催)

日程第2 審議事項

- 1 港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部を改正する条例について
- 2 港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 3 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について
- 4 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について
- 5 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 6 港区立運動場条例の一部を改正する条例について

- 7 港区立武道場条例の一部を改正する条例について
- 8 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 赤坂小学校屋内プール開放の休止について
- 10 港区スポーツセンターの臨時休業について
- 11 港区立図書館条例の一部を改正する条例について

日程第3 教育長報告事項

- 1 折り畳みヘルメット等の購入について
- 2 港区立生涯学習センターの一部休止について
- 3 港区スポーツセンタープールの休止について
- 4 港区立港郷土資料館等複合施設整備工事について
- 5 生涯学習推進課の7月事業実績について
- 6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習推進課の9月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の7月行事实績について
- 9 図書館の7月分利用実績について
- 10 図書館・郷土資料館の9月行事予定について
- 11 9月指導室事業予定について

「開会」

○小島委員長 みなさんおはようございます。ただいまから平成28年第19回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、本日の日程第2、審議事項の運営方についてお諮りいたします。本日の議案事項は11件で、そのうち条例の一部改正が、議案第54号から第60号と議案第64号の8件あります。改正理由は日程の次にあります資料のとおり、改正等の理由が共通している施設使用料等の見直しに伴う条例改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例改正、及び港区立図書館の開館時間延長に伴う条例改正となりますので、この8件の議案については一括して説明を受けてから、改正理由ごとに質疑を行った後、1件ずつ採決し、その後、議案第61号から第63号まで順に審議したいと思っております。このように日程を変更して進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 では、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は田谷委員をお願いいたします。

日程第1 会議録の承認

第2441号 第3回定例会（平成28年3月10日開催）

第2442号 第6回臨時会（平成28年3月22日開催）

○小島委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。平成28年3月10日開催の第2441号、第3回定例会の会議録。平成28年3月22日開催の第2442号、第6回臨時会の会議録。これにつきまして、承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、承認することと決定いたしました。

日程第2 審議事項

- 1 港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部を改正する条例について
- 2 港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 3 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について
- 4 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について
- 5 港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 6 港区立運動場条例の一部を改正する条例について

7 港区立武道場条例の一部を改正する条例について

11 港区立図書館条例の一部を改正する条例について

○小島委員長 日程第2、審議事項に入ります。議案第54号「港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」、議案第56号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について」、議案第57号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について」、議案第58号「港区スポーツセンター条例の一部を改正する条例について」、議案第59号「港区立運動場条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「港区立武道場条例の一部を改正する条例について」、議案第64号「港区立図書館条例の一部を改正する条例について」、ご説明お願いいたします。

○学務課長 それでは、初めに議案第54号「港区立箱根ニコニコ高原学園条例の一部を改正する条例について」、ご説明をさせていただきます。

教育委員会議案資料ナンバー1、2ページの新旧対照表をご覧ください。下が現行で上が改正案でございます。改正する部分には右に線を引いてございます。

最初に組織等に係る条例改正でございます。上の改正案に「教育長」という文言が新たに加えられました。理由は、第15条の条文の中に、「委員会の委員」という文言がありますが、これまでは、委員会の委員の中に教育長が含まれておりました。しかし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長は教育委員会の構成員となっておりますが、委員ではなくなりました。

これにより、新たに「教育長」という文言を加えて、教育長が取締役等になっている法人等についても、引き続き指定管理者に指定できないということとしてございます。

次に使用料の見直しに係る条例改正でございます。箱根ニコニコ高原学園は箱根にある区立小学生のための宿泊施設でございますけれども、小学生が利用しない時期には一般区民も宿泊できる施設でございます。その1泊分の使用料を見直させていただきます。

議案資料ナンバー1の2ページの別表が現行でございます。大人1泊840円、小・中学生420円となっております。改正後は、大人1泊1,000円、小・中学生500円とさせていただきます。

見直しの詳細につきましては、参考資料4ページをご覧ください。これは区で定めた公の施設の使用料算出の基本的考え方でございます。箱根ニコニコ高原学園の施設使用料についても、この考え方を基本に算出をしてございます。

5ページをご覧ください。「施設使用料の基本的なあり方」です。受益者負担を原則とすること。算出の際には人件費を含むことなどが規定されてございます。

続いて7ページをご覧ください。さらに詳細に規定されております。算入経費には人件費や維持管理費を含み、用地取得費や建物建設費などの投資的経費は含まないことなどが規定されております。

4(1)、経費算出の年度は直近3カ年度の決算額の平均値となっております。また、(2)では、年間所要経費を年間利用定員で割って、1人当たりの使用料を算出することが定められており

ます。

次に9ページをご覧ください。激変緩和として、使用料の改定幅を最大でも現行の20%アップを限度とし、この使用料は3年をめどに見直すことなどが定められてございます。

最後に、議案資料ナンバー1の5ページ、別紙をご覧くださいませでしょうか。施設使用料についてということで、先程の基本的考え方をもとに、1人当たりの箱根ニコニコ高原学園の使用料を算出したものでございます。

1(1)「年間所要経費」をご覧ください。これは先程のルールで足し上げたもので、約6,200万円となっております。ただ、平成27年度は箱根山の噴火等により利用を休止していたため、この数字は平成25年度と26年度の平均でございます。

次に2「使用料の算出について」の「手順1」をご覧ください。年間所要経費を年間利用可能日で割ると、1日当たり約20万円かかっているということになります。

「手順2」をご覧ください。さらにこの1日当たりの所要経費約20万円を1日当たりの利用人数76人で割ると、1人当たりの所要経費は約2,700円。小・中学生はその半分とされておりますので約1,350円となります。下の表の左から3番目、「上限額」のところをご覧ください。先程申し上げましたけれども、激変緩和として使用料の改定幅は現行の使用料の20%を限度としてございます。その限度額がこの上限額となっております。算出額が上限額を超えておりますので、上限額の10円単位を四捨五入した額、大人1,000円、小・中学生は、大人の半分の500円が見直しの限度ということで、今回の見直し額となっております。

議案第54号の説明は以上でございます。

以下、順次議案についてご説明をさせていただきます。

○生涯学習推進課長 議案第55号について、議案資料ナンバー2をご覧くださいませして、ご説明させていただきますと思います。

3ページをご覧ください。条例の新旧の対照表でございます。上段が改正案で、下段が現行となっております。下線部分を、今回、改正させていただくということになってございます。

7ページをご覧ください。改正の理由につきましては先程の説明と同じでございます。

使用料の算出については、区の考え方の基づき、平成29年4月1日の利用分から適用ということで、料金を改定させていただきます。また、教育長の位置づけが変わることにつきましても、同じように適用させていただくということでございます。

次に、8ページをご覧くださいませと思います。生涯学習センターの使用料の算出に当たっての基礎的な数字が、1のところに出ている数字でございます。

2「使用料の算定について」というところをご覧ください。

使用料の算定は、各部屋の過去3年間の平均年間の所要経費を年間の稼働の時間で割り、1時間当たりの所要経費を算出します。その1時間当たりの各部屋の所要経費に、使用する時間を掛け、さらに各部屋の面積を乗じて算出いたします。

また、激変緩和ということで、極力区民に負担がかからないように、改定の幅については20%

を上限とするということで改定した使用料の表が9ページの表でございます。

次に10ページ付帯設備使用料のご説明をさせていただきます。この説明に当たりましては、先程の、議案資料ナンバー1の参考資料-2をご覧くださいまして、ご説明させていただきたいと思っております。「港区公の施設の付帯設備使用料の見直しについて」という資料でございます。

付帯設備使用料につきましては、現行の使用料が設定されたのが昭和60年代ということで、そのときからかなり時間が経過しております。当時はマイク等の音響の設備は極めて高額でしたが、現在は当時と比べて非常に安い金額で購入することができる状況でございます。社会経済情勢が大きく変化したことを考慮し、今回、その付帯設備の使用料を見直すということになりました。

見直しの考え方は1ページの「審議内容」(1)(2)(3)(4)の4点が大きな柱になります。

まず、今まで使用料をいただいていたものについて、個別に徴収しないものと徴収するものとの二つに分けます。徴収しないものというのは施設を利用する上で密接不可分なもの。例えば、壁についているコンセント等については改めて使用料はいただきません。ピアノ等、特定の利用者のみが利用するものについて利用料をいただくということです。

この使用料については、今後の社会経済情勢の変化に伴い、迅速に改定していけるように、上限だけを条例に落とし、その他詳細については規則の方に載せるという形で、規定をさせていただくということが大きな柱となっております。

3ページ(2)付帯設備使用料算出方法の設定をご覧ください。標準価格、利用可能日、利用枠数、耐用年数を、区で統一的に定めまして、これにのっとり金額を算出するという形になります。

続いて、4ページをご覧ください。スポーツ施設、運動場等は、夜間に使うというところがございます。その際、夜間照明を使う場合に、夜間照明料をいただいているところがございます。昼間に利用する方と夜間に利用する方の負担の公平性を確保するというので、夜間の照明料については、消費電力と時間、照明の個数等をもとに、1時間当たりの夜間照明料を算出し、区共通の算出式にのっとり料金を設定するという形になっております。

こういった前提を踏まえまして、議案資料ナンバー2の10ページ、付帯設備の使用料についてご説明いたします。

生涯学習センターのピアノの使用料でございます。アップライトピアノとグランドピアノがあるのですが、現行500円からアップライトピアノは100円、グランドピアノは300円にいたします。拡声装置、コンセント、音響セット、映像機器等は、無料といたします。

また、陶芸の窯は、現行3,500円から900円になります。

新使用料は29年4月1日から適用させていただきます。

続きまして、議案第56号、生涯学習館の条例の一部改正する条例についてご説明します。

議案資料のナンバー3をご覧ください。こちらについても基本的に同じ考え方で改正をしております。3ページ、4ページ、5ページが条例の新旧対照表でございます。上段が改正案となっております。

6ページをご覧ください。こちらについては改正の理由ということで、使用料を区

統一の考え方によって見直すということと、教育長の位置づけが変わるということでございます。

7ページをご覧ください。青山生涯学習館につきましても、生涯学習センターと同じように1時間当たりの所要経費というのを算出し、それに対して利用時間、施設の面積を掛けまして使用料を算出しております。また激変緩和ということで20%を上限とする改定としており、それを一覧にしたものが8ページでございます。

新しい使用料は激変緩和を考慮し、旧使用料の1.2倍以内で設定した金額になっております。付帯設備については、それぞれ無料といたします。

続きまして、議案第57号、学校施設等の使用の条例の一部を改正する条例ということで、資料ナンバー4をご覧くださいと思います。2ページから3ページが、条例についての現行と改正案になります。

4ページをご覧ください。こちらと同じように、区の統一の考え方に基づいて、その施設の使用料を見直し、来年の4月1日から適用させていただくということでございます。

5ページをご覧ください。学校施設の使用料につきましては、それぞれ個別に算出することがなかなか難しいというところがございますので、体育館や講堂を使用する場合には、スポーツセンターの単価を参考にし、教室を使用する場合には、全いきいきプラザの平均の単価を、また校庭を使用する場合には、全運動場の平均の単価を、それぞれ参考にしまして、その50%ということで設定させていただいております。

その50%にした理由でございますが、学校の施設は、そもそも開放することが前提ではございません。学校の授業での使用が大前提で、学校の授業に差しさわりのない範囲で、一般の方にも利用させていただくということになりますので、更衣室やシャワー等の設備が必ずしも一般利用者の利用に向けて設計されているわけではないというところがございます。またスポーツセンターや運動場のように、常時利用できるわけではなく、学校が使用していない平日の夜間、土・日曜日等になりますので、その利用できる時間帯も他の施設と比べると大体半分ぐらいになるだろうというところで、50%と設定させていただきました。その50%という計算以外は、ほかの施設と計算の仕方は同じでございます。激変緩和ということで、改定率は1.2倍まで、20%を上限という形で算出しております。

また学校については、7ページをご覧くださいなのですが、屋内のプールを設置しているところが7校ございまして、そのプールについても、授業で使わないときには一般の方に開放しております。そこについても、年間の所要の経費を年間の利用人数で割って、1人当たりの金額を出すという形で個人の使用料を算出し、また団体については、年間の所要の経費を年間稼働時間と利用可能面積を掛けたものの総体で割るという形で1平方メートルにかかる1時間あたりの経費を算出し、それに対して、7校のプールの平均の面積と利用時間を掛け、さらに激変緩和も考慮して算出いたしました。

新使用料と現行の一覧表が9ページになります。講堂・体育館、教室、校庭、屋内プールの算出

額と新しい使用料でございます。

あわせて、10ページに付帯設備使用料についてということで、グランドピアノの使用料を300円、アップライトピアノは100円に。それ以外の設備は無料でお貸しするというをお示ししてございます。

また青山中学校グラウンドの夜間照明については、照明料という形で計算をした新しい料金を設定させていただいております。

新使用料の適用は、平成29年4月1日からいたします。

続きまして、スポーツセンターの条例の一部を改正する条例のご説明でございます。

議会資料ナンバー5をご覧くださいと思います。スポーツセンターにつきましては、新しいスポーツセンターが平成26年12月に供用を開始したばかりということで、新施設になってございます。今回、区で統一した計算式では、過去3年間の実績をもとに算出の計算式に当てはめて、経費を算出するというになっておりますが、スポーツセンターはまだ新しい施設ですので、3年たっていないということで、今回は改定をせず、次回他の施設とあわせて改正をさせていただくということになっております。

また、スポーツセンターにつきましては、教育長の位置づけを、箱根ニコニコ高原学園と同じように改正をさせていただくこととなります。2ページの新旧対照表のとおりでございます。

引き続きまして、議案資料ナンバー6をご覧ください。運動場の条例になります。こちらも使用料の改定でございます。4ページから8ページが条例の新旧対照表ということでございます。上段が改正後の条文となっております、下線のところが改正していく内容となります。

9ページをご覧くださいなのですが、運動場使用料につきましても、同じように区統一の考え方に基づきまして算出をさせていただくというものでございます。

また、教育長の位置づけが変わることに伴い条例の改正が必要となります。

新使用料の適用は平成29年4月1日からになります。

10ページをご覧くださいと思います。まず運動場でございますが、野球場とテニスコートにつきましては、年間の経費を面積及び利用の時間で按分して施設ごとに単価を求めまして、そこに利用の時間と面積を乗じて、新しい使用料を算出してございます。

テニスコート1面の使用料につきましても、年間の経費を利用可能面積、年間の開館時間で割って単価を出しまして、それに対して、利用面積を掛け、コートの面数で割って新しい使用料を算出してございます。

次に、11ページ、団体料金のみ設定されている運動施設についてご説明します。芝の給水所と埠頭の少年野球場がこれにあたります。そこについては、年間所要経費を利用の可能面積で割り、さらに年間開館時間で割るという算出の仕方で1平方メートルあたりの時間単価を出しまして、それに利用面積と利用時間を掛けるという形で、新しい料金を算出させていただきました。

プールの個人利用につきましては、年間の所要経費を利用人数で割って、新しい利用料を算出させていただきます。激変緩和の措置については同様でございます。12ページから14ページ

ジに、それぞれの算出の基礎となる数値を一覧で載せさせていただいているところがございます。15ページをご覧ください。こちらが運動場の使用料を一覧にさせていただいたものでございます。

愛宕弓道場については、暫定的な弓道場という形で、連盟の方を中心に使っていただいているということもありますので、当初から使用料を無料にさせていただいております。

次に、16ページ、運動場の夜間照明の新しい使用料でございます。芝浦中央公園運動場フットサル場については無料となっておりますが、照明の個数が4個と少なく、計算した結果100円に満たないということで、無料になっているということでございます。

次に、議案第60号、武道場の条例の一部改正についてご説明します。議案資料ナンバー7をご覧くださいと思います。こちらについても、基本的に同じ考え方で算出をさせていただいております。3ページから5ページが条例の新旧の対照表になってございます。

6ページからご説明させていただきます。武道場の使用料につきましてもほかと同じように、区統一の考え方で見直し算出させていただきました。

また、教育長の位置づけが変わることに伴って、条文の方を改正させていただくということでございます。

適用は平成29年4月1日からでございます。

7ページをご覧ください。まず基礎的な数字を算出し、それをもとに年間の所要経費を利用可能面積、年間開館時間で割って単価を出しまして、それに利用面積、利用時間を掛けて、新しい使用料というのを算出しております。激変緩和の考え方は前と同じでございます。

算出したものが8ページの一覧表になってございます。激変緩和で1.2倍させていただいた実質的な金額になります。

大変長くなりましたが、私の説明は以上になります。

○図書・文化財課長 議案第64号「港区立図書館条例の一部を改正する条例について」につきまして、ご説明をさせていただきます。お手元の教育委員会議案資料ナンバー11の4ページをご覧ください。改正の理由でございますけれども、図書館の土曜日の開館時間を平日に合わせて、午前9時から午後8時までで延長させていただくことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じております。またあわせまして、先程議案第54号等でも触れました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、「教育長」の位置づけが変わるということで、今回、条例を改正するところでございます。

お手数ですが、2ページにお戻りいただきたいと思っております。こちらが港区立図書館条例新旧対照表となっております。上段が改正案、下段が現行となっております。

まず初めに、開館時間でございます。第5条になりますが、現行で、「日曜日、土曜日、祝日法に定める休日及び12月28日は午前9時から午後5時まで」となっているただし書きのところにつきまして、こちらの「土曜日」という部分を削除します。これにより、土曜の開館時間が午前9時から午後8時に改正をするという内容になってございます。

続きまして、第9条のところでございますけれども、こちら「指定することができない法人等」

ということでございますけれども、「区議会議員、区長、副区長並びに法第180条の5第1項に規定する委員会の委員」に、新たに「教育長」を追加させていただく内容となっております。

3ページをご覧いただきたいと思います。こちらは付則でございますけれども、「平成28年12月1日から施行する」ということで、土曜日の開館時間の延長につきまして12月1日からの施行ということで、規定をさせていただくものになっております。なお第9条の改正時期につきましては、公布の日からということにさせていただく予定でございます。

甚だ簡単でございますけれども、説明は以上です。

○学務課長 説明については以上でございます。議案第54号から議案第60号と議案第64号の計8件につき、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○小島委員長 大量にご説明いただいたので、まず施設使用料等の見直しに伴う条例改正に対して、ご質問ございますか。

○澤委員 例えば、箱根ニコニコ高原学園の場合、算出額が2,700円ということですが、現行の使用料が840円なので、1.2倍した1,008円の端数を切捨てた1,000円が改定使用料になるわけです。しかし算出額が2,700円なので、これはこのままいくと2,700円まで上がるというように理解していいのですか。

○学務課長 先程もご説明しましたが、一応3年ごとに見直していくという考えでございます。物価上昇もあわせて利用者数が変わらなければ、何年後には、追いつくこともあるかもしれません。

○小島委員長 全庁的に使用料について統一的な見解が出たというお話ですが、今までの全庁的な考え方と今回の全庁的な考え方は、どこがどう変わったのでしょうか。

○学務課長 参考資料の4ページをご覧いただけますでしょうか。これはこれまでの経緯でございます。施設使用料の算出については、平成26年度にかなり大きく変えたと書いてあります。その中で経費に何を含まかということとそのたびに検討して、平成26年度に大きく変えて今の姿になったわけです。その3年後が今回の改定でございます。

○小島委員長 では平成26年度に全庁的な考え方が出て、その考え方で3年たったから、それを今回適用するという意味ですか。激変緩和ということですが、ほぼみんな激変緩和の適用をされているような気がします。新たに算定する使用料はかなり大きな金額になっています。今回の全庁的な使用料の基準というのが、少し高いのではないかという疑問が出てくるのですが。

○学務課長 この辺はなかなか難しいところで、ほかの料金設定などでも同様でございますが、やはり受益者負担というのを前面に打ち出していますので、コストはコストとして計算して、その中で、激変緩和していくということになります。

○小島委員長 3年ごとに1.2倍ずつ上がっていくわけですから、将来的にはかなり高い使用料になるわけですね。

○教育長 1.2倍という限度があるので、実際のコストまでにはいかないでしょう。

○小島委員長 公の施設を区民に利用していただくという意味で、使用料があまり高いのは考え物だと思います。

○教育長 今、学務課長が発言したように、どれだけ費用がかかっているのか算出して、区民にお示しますが、そんなに高いものはいただけないので、現行の1.2倍に抑えます。ただし3年ごとに見直しをさせていただきますと、これが基本的な考え方です。

○小島委員長 区民の皆様に対して、これだけかかっているのですよとお知らせすることに意味があるわけですね。

○教育長 そこに重点を置いているわけではありませんが、考え方としてはそういうことです。

○小島委員長 ほかに何かありますか。

○田谷委員 夜間使用料というのは何時から何時までですか。夏と冬でも違うと思うのですが。

○生涯学習推進課長 施設ごとに違っておりますので、調べまして後程お答えします。少々時間をいただきたいと思えます。

○小島委員長 では、その点はまた後程。ほかに何かご質問ございますか。

○澤委員 テニスコートの照明料ですが、青山運動場は100円なのに麻布運動場は300円になっています。同じテニスコートを使うのに、料金が違うというのはなぜですか。

○生涯学習推進課長 麻布運動場のテニスコートの夜間照明新使用料300円については、照明の数が20個ということで算出しております。青山運動場のテニスコートについては、照明の数が8個ということで算出しておりますので、100円ということになっております。

○小島委員長 ほかに何か、ご質問ございますか。

○生涯学習推進課長 先程ご質問いただきました運動場の夜間の利用時間ですが、21時までとなっております。ただ、冬の時期については19時までというようなところもございますが、条例上は21時までの時間帯ということで設定させていただいております。

○小島委員長 田谷委員、よろしいですか。

○澤委員 麻布運動場と青山運動場でテニスコートの照明料がなぜ違うのか、利用者に対してきちんと対応する準備はできているのですか。

○生涯学習推進課長 改正させていただいた際には、利用者にご納得いただけるように、説明の仕方も工夫していきたいと思えます。特に受付等で質問される方が多いと思えますので、現場の方にも連携をとっていきたいと思っております。

○小島委員長 よろしいですか。それでは、この施設使用料等の見直しについてはこの程度にさせていただきまして、次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例改正に対して、何かご質問ございますか。この件は、新教育長は委員という地位から教育長として独立した地位になったことに伴う改正ですので、これはこれでよろしいですか。

では、港区立図書館の開館時間延長に伴う条例改正について、何かご質問ございますか。

○澤委員 利用者の要望に答えられてよかったと思えます。

○小島委員長 では、採決に入ります。議案第54号については、原案どおり可決ということにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第54号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第55号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第55号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

続きまして、議案第56号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第56号について、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第57号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないようですので、議案第57号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第58号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第58号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第59号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないようですので、議案第59号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第60号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議ないようですので、議案第60号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第64号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第64号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

8 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○小島委員長 続きまして、議案第61号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明お願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案資料ナンバー8議案第61号「港区立学校屋内プールの使用

に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明をさせていただきたいと思ひます。

参考資料「学校プール開放の拡大について」という資料を、ご覧ください。東京2020オリンピック・パラリンピックの競技大会を控え、国民のスポーツに対する関心も非常に高まっております。代々木体育館、国や都の施設を利用して水泳競技の練習をしているお子さんがたくさんいるのですが、代々木体育館が改修工事を行うということでございまして、そこで練習していたお子さんたちの練習の場が制限されるという状況があり、港区民の方が多数練習をされているクラブについては、ぜひ練習の場を提供していただけないかというようなご相談を、非常に多く受けているところがございまして。

学校のプールについては、学校の授業で使っていないときに、現在、7校で、一般の方の利用に供するという形で開放しております。中学校4校、小学校3校ということでございまして、さらに一般に開放できる日があれば、そこを拡大して、できるだけスポーツの振興につなげていければということで、今回、開放を拡大し、規則を改正してサービスの充実を図っていききたいというものでございまして。

7校のうち、中学校については平日の午後にも部活動等で使いますので、なかなか一般の方に利用の枠をとるとするのは難しいのですが、本村小学校と赤坂小学校については、今現在、開放している木曜日、金曜日という時間帯だけではなく、新たに月曜日と水曜日、もしくは火曜日と水曜日の夜間に新たに枠を設けて、そこで団体でスイミングの練習をしたいというときに、利用していただけるようにしていきたいと思っております。

別表をご覧ください。プールの開放日及び開放時間ということで、現行が左側で改正案が右側とございまして。オレンジ色の部分が今回、枠を広げるところでございまして。本村小学校については月曜日と水曜日の夜間それぞれ2時間。赤坂小学校については火曜日と水曜日の夜間それぞれ2時間を拡大し、学校でもその時間は授業に差しさわりのないということで、一般の方に利用していただけるようにしていきたいと思っております。

また、小学校の平日の開放の時間が、現行では午後5時からということになっておりますが、そこを午後4時半からに改正し、少しでも早い時間から使っていただこうと考えております。

別表の表の下に赤字で書いてありますけれども、団体の利用の夏休み、7月から9月につきましては、2本とれないところについては土曜日と日曜日だけにするとということで、平日のところについては団体の利用も、できるだけ使っていただけるような形で整えていきたいと思っております。

この規則の改正をさせていただくところでございまして、赤坂小学校につきましては、平成29年4月1日から、そして本村小学校の部分についてはできるだけ早くということで、平成28年9月1日から改正したいと思っております。

赤坂小学校については、次のところでご説明をさせていただきますが、プールを温めるボイラーが非常に老朽化しているため、すぐに工事をしなければならぬという状況でございまして、工事が終わった4月から改正いたします。

説明が煩雑で申し訳ございませんが、審議が通りましたら、周知の方はより迅速に丁寧なさせて

いただきたいと思います。

新旧の対照表につきましては、一つの条文の中で、本村小学校という部分と赤坂小学校という二つの事項を改定することになりますので、第1条関係と第2条関係という形で、2枚ついております。煩雑で申し訳ございませんが、改定は2点についてということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小島委員長 この学校プール開放の拡大についてという参考資料の1ページの一番下の赤坂小学校の設定する期日ですが、平成28年4月1日からと書いてありますが、これは平成29年の誤りではありませんか。

○生涯学習推進課長 申し訳ございません。平成29年4月1日からになります。

○小島委員長 分かりました。ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○澤委員 参考資料の一番下の1、2、3、4とある注意書きですが、4で団体利用の本村小、月・水と、赤坂小の火・水を7月から9月の夏季期間は開放というのは、どういう意味ですか。

○生涯学習推進課長 今までは、平日は、団体は一切開放していなかったのですが、今回、本村小学校と赤坂小学校については月曜日と水曜日、もしくは火曜日と水曜日、夜間に団体に開放することになりました。ですので、平日については夏の期間についても開放させていただきますよということが、④で書かせていただいている内容でございます。

○小島委員長 団体利用ということなのですが、団体とはどんな人たちなのですか。

○生涯学習推進課長 こちらについては、事前に団体登録ということで届けを出していただきます。基本的に団体の代表者、責任者は区内在住の方ということで、全体の構成も70%以上が区民の方ということになっております。実質的には小学生が団体で利用しているという状況でございます。団体登録ですから構成員も10名以上ということで登録していただいております。

○小島委員長 小学生が多いということですか。

○生涯学習推進課長 小学生の団体で利用していただいているというのが実態です。中には中学生もいらっしゃいますが、ほとんど小学生です。

○小島委員長 分かりました。ほかに何か、ご質問ございますか。学校プールも授業等に支障がない範囲で区民の方に利用が広がれば、それは結構なことです。それでは、この件についてはこの程度でよろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第61号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第61号については、原案どおり可決ということと決定いたしました。

9 赤坂小学校屋内プール開放の休止について

○小島委員長 次に、議案第62号「赤坂小学校屋内プール開放の休止について」、ご説明願います。

○生涯学習推進課長 それでは、議案資料ナンバー9をご覧くださいと思います。赤坂小学校の屋内プールですが、屋内プールを温めるためのボイラーが非常に劣化をしているところがございます。早急に補修の工事が必要な状況です。また、空調、天井についてもあわせて工事をさせていただきます。4月からは利用の枠も拡大して、しっかりサービスを提供していきたいと思っております。9月号の「広報みなと」等で、周知をさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。空調、ボイラー、天井工事、いずれも必要だと思えます。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第62号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第62号については、原案どおり可決することといたしました。

10 港区スポーツセンターの臨時休館について

○小島委員長 続きまして、議案第63号「港区スポーツセンターの臨時休館について」、ご説明願います。

○生涯学習推進課長 議案資料ナンバー10をご覧くださいと思います。議案第63号港区スポーツセンターの臨時休館についてでございます。スポーツセンターは、ご存じのように「みなとパーク芝浦」の中に基本施設として入っておりますが、例年1年に1回、定例的に、電気の設備の運転の点検をしなければならないということになっておりますので、平成28年11月19日(土)と20日(日)の2日間を臨時に休館させていただきます。法定点検をさせていただきます。周知についても9月の「広報みなと」等で、きちんと周知をさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。これはスポーツセンターだけではなく、みなとパーク芝浦の全体なのですね。

○生涯学習推進課長 みなとパーク芝浦全体の点検になります。

○小島委員長 分かりました。何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第63号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第63号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

日程第3 教育長報告事項

1 折り畳みヘルメット等の購入について

○小島委員長 続きまして、日程第3、教育長報告事項に入ります。まず「折り畳みヘルメット等の購入について」ご説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、報告事項1「折り畳みヘルメット等の購入について」ご説明をさせていただきます。資料ナンバー1をご覧ください。本件は東日本大震災を受け、平成23年度に施設の安全対策として、災害時における児童・生徒等の安全を確保するため、区立幼稚園、区立小中学校等へ一斉配備した防災用のヘルメットの買い替えでございます。メーカーによりますと、この折り畳み式ヘルメットは樹脂製品で劣化するため、3年から6年が交換の目安となるとのことでございます。

区立幼稚園・小学校・中学校では、このヘルメットを常に児童・生徒の身近に置き、月1回避難訓練なども行っているため、傷みや汚れなどの消耗が目立っております。したがって、今年度中に、このヘルメットを買い替えることといたしました。今回、購入するヘルメットは、防災頭巾付き折り畳み式ヘルメットが8,744個、折り畳み式ヘルメットが2,102個でございます。防災頭巾付き折り畳み式ヘルメットは幼稚園・小学校・箱根ニコニコ高原学園に納品予定でございます。また折り畳み式ヘルメットは中学校や適応指導教室に納入予定でございます。

なお本件につきましては、制限付き一般競争入札による契約となっており、8月5日に開札され契約予定業者は既に決定しております。口頭でございますけれども契約予定業者は、港区赤坂5丁目5番12号でございます真弓興業株式会社東京支店でございます。落札金額は消費税込みで4,075万2,720円でございます。今後、この契約予定業者と契約締結日について協議書を交わし、9月開会予定の平成28年第3回定例会での議決を経て、本契約を締結する予定でございます。最後に契約締結後のスケジュールですけれども、本件購入物品の納品は平成29年2月末頃を予定しております。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。よろしいですか。

2 港区立生涯学習センターの一部休止について

○小島委員長 それでは、この案件はこの程度にいたしまして、続きまして、「港区立生涯学習センターの一部休止について」、ご説明願います。

○生涯学習推進課長 それでは、委員会資料ナンバー2をご覧くださいと思います。生涯学習センターにつきましては、一番広くて体育館のように使っていただいているレクリエーションルームに、今まで空調設備がございませんでした。新たに空調設備を設置して、暑い時期、より快適に利用していただきたいということで、今回、工事のために休止をさせていただきます。休止期間は平成29年1月20日から3月13日ということで、年間で利用が一番少ない時期に工事をさせていただきます。利用者の皆様にも「広報みなと」等を使いまして、周知をさせていただ

きたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○澤委員 これは利用者にとって非常に快適な環境になるのでいいことだと思いますけれども、予算とか経費はどのくらいの予定なのですか。

○生涯学習推進課長 工事費がおよそ1,500万円程度かかると算出しております。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか

3 港区スポーツセンタープールの休止について

○小島委員長 それでは、この案件はこの程度にさせていただいて、次に「港区スポーツセンタープールの休止について」、ご説明願います。

○生涯学習推進課長 それでは、教育委員会資料のナンバー3をご覧いただきたいと思います。スポーツセンターのプールの休止でございます。これも定例的に年2回行っているものでございますが、安全点検のための水抜き、清掃、それから各種の補修の工事ということで、10月24日から28日まで、比較的使用が少ない時期に休止をさせていただいて点検等をさせていただきたいと思っております。利用者の方々についてもご理解いただけるよう、9月以降の広報紙等を使ってしっかり周知をさせていただきたいと思っております。

簡単ですが以上です。よろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問はございますか。以前は9月頃やっていたときがありましたが、最近では改善していただいたのですね。

○生涯学習推進課長 皆様のご意見を参考に、プールを利用する機会の多い夏の時期を避けまして、比較的使用頻度が低くなる時期をとということで10月中にさせていただきます。

4 港区立港郷土資料館等複合施設整備工事について

○小島委員長 それでは、この案件はこの程度で、次に「港区立港郷土資料館等複合施設整備工事について」ご説明願います。

○図書・文化財課長 それでは、報告事項4「港区立港郷土資料館等複合施設整備工事について」につきまして、ご説明をさせていただきます。教育委員会資料ナンバー4でございます。

港区立港郷土資料館等複合施設整備工事につきましては、平成28年第3回港区議会定例会に、工事議案として提出させていただき予定となっておりますので、ご報告をさせていただくものでございます。

まず、1の計画の概要についてでございます。計画地は港区白金台四丁目6番1号。現在、こちらに建物が建っておりますけれども、旧名称ということで公衆衛生院、名称が平成14年に組織改正によって国立保健医療科学院という状況になってございます。この現存する建物でございますけれども、竣工が昭和13年の10月となっております。敷地面積は1万1,173.17平方メー

トル、建築面積は2,835.57平方メートル、延べ床面積は1万5,167.61平方メートル、高さが38.70メートルということで、構造の規模でございますけれども鉄骨鉄筋コンクリート造で、地下1階地上6階それから塔屋4階ということで、建物が現存してございます。

工期でございますが、契約締結日の翌日から平成30年2月28日までを予定しております。

続きまして、2の「導入施設」でございます。今回の改修工事によって導入させていただく施設でございますが、港郷土資料館、(仮称)みなと在宅緩和ケア支援センター、子育て関連施設、こちらは子育てひろばと乳幼児一時預かり、みなと保育サポート、学童クラブの4種類の事業を実施する予定となっております。さらに区民協働スペース、そして建物の外になりますけれども自転車等駐車を整備する予定でございます。

「今後の主な予定」でございますけれども、先程申しましたとおり、平成28年9月に港区議会第3回定例会に、工事請負契約案件の提出をさせていただき、10月工事施工者との本契約を行わせていただきたいと思いますと考えております。なお工事の竣工でございますけれども平成30年2月を予定しております、同年3月の開設を予定してございます。

昭和13年の建設ということで、完成後は、区の指定文化財として指定させていただくことを予定しております。

甚だ簡単ですが、説明の方は以上になります。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問ございますか。

○澤委員 老朽化している部分の補強とか、これまでにレイアウト等出していただいていたものを含めた工事になるということですか。

○図書・文化財課長 外観の工事、外溝の工事等を含めております。展示のガラスケースのような展示に関するものは、この工事には含んでおりません。これにつきましてはまた11月以降に契約をさせていただきたいと考えてございます。

○小島委員長 思ったより早くできそうですね。完成はいつになる予定ですか。

○図書・文化財課長 平成30年2月に工事完成ということで予定させていただいておりますので、大体1年と4か月か5か月ぐらいということになります。

○澤委員 早いですね。

○教育長 建物を一から作り上げるわけではありませんからね。

○澤委員 具体的な金額はこれからなのでしょうけれども、大体どのぐらいかかるのですか。

○図書・文化財課長 今回の工事につきましては、建設工事、電気工事、空調工事、衛生工事と4種類の工事がございます、概ね計画金額ということで申し上げますと、約80億円弱ということで予定をしております。

○小島委員長 時間をかけて検討を重ねたので、立派な建物ができるといいですね。区民の皆さんも非常に期待していると思います。

ほかに何か質問、よろしいですか。それでは、この案件はこの程度とします。

- 5 生涯学習推進課の7月事業実績について
- 6 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習推進課の9月事業予定について
- 8 図書館・郷土資料館の7月行事実績について
- 9 図書館の7月分利用実績について
- 10 図書館・郷土資料館の9月行事予定について
- 11 9月指導室事業予定について

○小島委員長 次に、「生涯学習推進課の7月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「生涯学習推進課の9月事業予定について」、「図書館・郷土資料館の7月行事実績について」、「図書館の7月分利用実績について」、「図書館・郷土資料館の9月行事予定について」、「9月指導室事業予定について」、この7件の定例報告については、配布資料のとおりです。

各案件について、何か説明を補足したいとか、質問をしたいということがございますか。

○澤委員 指定管理者も含めて色々な事業を提供しているからか、参加者の人数も多いですね

○田谷委員 前回もお話に出ましたが、放課GO→や、放課GO→クラブの使用実績が上がっているようです。夏休みも開設していただいていることも非常に助かっていると思います。

○小島委員長 それでは、この案件はこの程度とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○小島委員長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回定例会は、9月12日月曜日、午前10時から開催の予定です。よろしく願いいたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午前11時28分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 田谷 克裕